審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和4年度第1回松阪市都市計画審議会
2. 開催日時	令和5年2月6日(月) 午後1時30分から午後3時
3. 開催場所	松阪市役所 議会棟 第3、4委員会室
4. 出席者氏名	(松阪市都市計画審議会委員) 浦山 益郎、田中 善彦、上田 和久 芳賀 信次、山本 清已、山本 勝之 辻 裕子、竹岡 春俊、青木 久 海住 恒幸、深田 龍、東村 佳子 米倉 芳周、山出 美弥(WEB参加) (事務局) 副市長 永作 友寛 建設部長 伊藤 篤 建設部次長 山路 伸之 都市計画担当参事兼都市計画課長 松本 尚久 まちづくり計画担当主幹兼係長 大島 威 まちづくり計画係主任 中村 雄紀 まちづくり計画係主任 前川 嘉紀 景観担当主幹 松野 直樹 景観係長 山崎 晃司
5. 公開及び非公 開	公 開
6. 傍 聴 者 数	なし
7. 担 当	松阪市建設部都市計画課まちづくり計画係 TEL 0598-53-4168 FAX 0598-26-9118 e-mail tos.div@city.matsusaka.mie.jp

議事については、別紙のとおり

令和4年度 第1回松阪市都市計画審議会 議事録

日時:令和5年2月6日(月)13時30分~ 場所:松阪市役所 議会棟 第3、4委員会室

司会

それでは定刻になりましたので始めさせていただきたいと思います。

皆さんこんにちは。本日、司会説明をさせていただきます、都市計画 課長の松本と申します。よろしくお願いいたします。

お忙しい中、少し落ちついてきましたけども、コロナウイルス感染症が懸念される中、松阪市都市計画審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の議題につきましては、松阪市景観計画の改定ということで、松阪市にとって非常に重要な案件であり、本日、感染防止対策をしっかりと行いながら、開催をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、只今より、令和4年度第1回、松阪市都市計画審議会を開催させていただきます。

開会に先立ちまして、副市長の永作より御挨拶を申し上げます。

副市長

松阪市副市長の永作でございます。

日頃は、松阪市都市計画行政に対しまして、多大なご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本日の審議会では、「松阪市景観計画の改定」に係る議案について、ご 意見を賜りたいと思います。

松阪市景観計画は策定から、はや10年以上が経過し、社会の多様化に伴う課題やまちなみの変容、脱炭素社会に向けた社会構造の変革など、新しい時代に対応する必要が生じてまいりました。

今回の主な改定内容ですが、松阪市の景観を保全していく地区として、新たに重点地区の候補地の追加、課題となっている歴史的建造物の保全に関する取組み、景観重要公共施設に関する路線指定、行政の啓発活動などを改定案に盛り込んでいます。

いずれも松阪市の景観を保全・創造していくうえでは、非常に重要な 事項と考えていますので、委員の皆様からご意見を賜りますよう、どう ぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

(司会·説 明)

なお、本日副市長は公務のため、ここで退席をさせていただきますことを御了承願います。

また本日、座席のほうに、座席表をお配りしております。

本日の事務局の出席者を示しておりますので、よろしくお願いいたします。

資料の確認をさせていただきます。

- 松阪市都市計画審議会事項書
- 松阪市都市計画審議会委員名簿
- 議案第1号
- 関連資料 1
- 関連資料2

審議に入ります前に、お配りさせていただきました都市計画審議会の 名簿を御覧ください。

令和4年度に、都市計画審議会の委員さんの変更がございますので、 御紹介させていただきます。

環境部門の委員といたしまして、尾花委員から、山出 美弥委員、漁業部門の委員といたしまして、大橋委員から西 秀次委員、市議会の議員につきましては、橘委員、田中委員から、深田 龍委員、東村 佳子委員、住民代表の委員といたしまして、飯南管内の森本委員から、竹岡春俊委員、飯高管内の小林委員から、青木久委員と変更がございましたので、御報告させていただいております。

本日欠席の御連絡をいただいておりますのは、西委員と竹田委員2名 が欠席であります。

また、山出委員につきましては、本日ウェブにて参加していただいて おります。

それでは進めさせていただきます。

本審議会は、審議会等の公開に関する指針及び運用方針、会議の公開基準に基づきまして、情報公開をしてまいりたいと思います。

御了承のほどよろしくお願いいたします。

また、会議等の結果の公表による議事録作成のため、録音をさせてい ただきます。

御発言の際には、御手元のマイクのスイッチを押してから発言してい ただきますようお願いいたします。

撮影をさせていただくお願いと同じく、公開の方法等に基づき、会議

の傍聴を認めてまいりたいと思いますので、あわせて御了承をよろし	
	/
お願いいたします。	
本日の傍聴者は、一般傍聴、マスコミ、ともにゼロ名でございます。	
それでは議案の説明に際し、本日の審議会につきましては、御手デ	:IC
タブレットをお配りさせていただいております。	
使用方法等で不明な点があれば近くに職員がおりますので、お呼び	ドレト
ただければ伺いますのでよろしくお願いいたします。	
それでは審議につきまして、浦山会長にお願いしていきたいと思い	ま
すので、浦山会長、よろしくお願いいたします。	
会長 あらためましてよろしくお願いいたします。	
なるべくコンパクトな議事進行に努めたいと思いますので、円滑な	瀋
議に御協力をお願いいたします。	
最初に、本審議会の成立要件を確認したいと思います。	
事務局から報告をお願いします。	
事務局 はい。本日の出席者につきましては、審議会委員全 16 名中 14名の)方
(司会・説 に出席いただいております。	
明) 「松阪市都市計画審議会条例」第 6 条第 1 項の規定によりまして、名	議
は成立しております。	
会長 はい。審議会、成立しているということですので、早速、議事に入	つ
たいと思います。	
事務局から、議案の説明をお願いいたします。	
事務局 それでは、議案第 1 号を読み上げさせていただきます。	
(司会・説 議案第1号	
明) 松阪市都市計画審議会	
松阪市景観計画を次のとおり改定したいので、景観法第9条第2	2
項及び同条第8項の規定により、意見を求めます。	
令和5年2月6日 景観行政団体、松阪市長、竹上真人。	
案件名、松阪市景観計画の改定でございます。	
それでは、議事内容について御説明をさせていただきます。	
それでは、議事内容について御説明をさせていただきます。 お手元に配布のスライド資料を御覧いただきたいと思います。	
それでは、議事内容について御説明をさせていただきます。 お手元に配布のスライド資料を御覧いただきたいと思います。 スライド資料の、3ページ目3スライドをお開きください。	
お手元に配布のスライド資料を御覧いただきたいと思います。	に
お手元に配布のスライド資料を御覧いただきたいと思います。 スライド資料の、3ページ目3スライドをお開きください。 景観施策への取り組み状況について、松阪市では平成20年10月	IIC
お手元に配布のスライド資料を御覧いただきたいと思います。 スライド資料の、3ページ目3スライドをお開きください。	

改定内容はいずれも、重点地区の指定に伴う改定です。

スライドの4枚目をお願いします。

都市計画審議会への意見聴取ということで、景観法において、景観計画を改定するにあたり、景観法第9条第8項の規定により、松阪市景観計画の改定手続において、都市計画審議会の意見聴取が必要とされています。

今回の景観計画の改定による都市計画審議会の役割について、御説明させていただきます。

景観計画で定める良好な景観の形成に関する内容は、都市計画との内容にも関係し、かつ、土地利用等の制限等を定めることから都市計画審議会の意見を聴かなければならない、と景観法第9条第2項に規定されています。

都市計画審議会では、景観計画を承認するわけではなく、景観行政団体の松阪市に意見を具申することが役割でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

また、景観計画につきましては、松阪市全域を対象としていることから、本都市計画審議会におきましても、都市計画区域内のみならず、松阪市全域の景観計画としての御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

スライドの6枚目をお願いします。

松阪市景観計画改定の趣旨といたしましては、平成20年9月に策定 した松阪市景観計画について策定から10年以上が経過しています。

社会情勢の変化による課題への対応や景観形成基準の見直し、また、 将来のまちづくりに向けた施策方針など、新たな課題へ対応するととも に、景観計画を策定した『誇りと美しさの継承と再生』の基本理念を保 持しつつ、地域ごとの特色ある景観形成をより保全、推進していくため 松阪市景観計画を改定するということでございます。

それでは改定案につきましては、御手元配布の資料1を用いて、改定 内容をご説明させていただきますので、松阪市景観計画改定案を御覧い ただきますようよろしくお願いいたします。

資料1の表紙を御覧ください。全般的事項といたしまして、現行の景観計画から追加、変更している箇所について、朱書きの表示をさせていただいています。

また、新規の項目につきましては、右肩上のほうに、新規ということで表示してございます。

それではページを進んでいただきまして、目次を御覧ください。

松阪市景観計画は、第1編を方針編、第2編を施策編、第3編を運用編として構成、編さんしています。第1編の方針編では、目的と位置付け、景観特性、良好な景観の形成に関する方針、第2編の施策編では、大規模な行為の景観誘導、景観形成上重要な地区における景観誘導、景観を構成する重要な要素の保全・整備、第3編の運用編では、景観形成の推進、啓発事業の推進という構成になっています。

次に3ページをお願いします。

第2章、景観特性では、景観計画策定から14年が経過するなかで、 まちなみの変容や風景も変わってきていることから、風景の移り変わり も踏まえて、掲載写真やコメントを入れ替え、修正しています。

それぞれ掲載写真が入れ替わっている場合などは、赤の囲みで、コメントの追加や変更の場合は、朱書きで表示しています。

次に、5ページをお願いします。

景観特性の歴史的景観に(3)文化的な景観を有する地区として、地域の人々の営みとともに培われ、生活やなりわい、地域の風土により形成されてきた景観を、新たに文化的な景観を有する地区として分類しています。

次に8ページをお願いします。

第3章、良好な景観の形成に関する方針として、松阪市総合計画の施 策においては、6、快適な生活のなかに位置付けられており、景観計画 の基本理念などは現行の内容を継承しておりまして、9ページに基本目 標、共通目標などがございます。

そちらにつきましても、引き続き取組みを進めてまいります。

次に10ページをお願いします。

10ページでは、景観計画区域を表示してございます。

景観計画区域は、市内全域となっておりまして、市域の区分を伊勢湾沿岸地区など8地区として分類しています。表中の色分けになっているところが8地区に区分されています。

その下、類型区分を自然景観、歴史的景観、都市景観ということで15分類しています。景観計画区域等に変更はございません。歴史的景観のなかに文化的な景観を有する地区ということで、新たに追加しています。

次に14ページをお願いします。

14ページでは、良好な景観の形成に関する方針ということで、(1) 伊勢湾沿岸地区の方針になってございます。伊勢湾沿岸地区の景観特性では、地区の特性を挙げ、代表する写真を掲載しています。15ページ

には、伊勢湾沿岸地区の景観形成の方針を記載しています。

良好な景観の形成に関する方針というところで、景観類型の自然景観 というところがございます。

そちらの中の田園地区において、大規模建築物ということが朱書きで 表示してございます。

前回の景観計画では、サイロ類やホテルなど、と表現していたものを、届出対象行為の大規模建築物、という表現に変更しています。

下段の都市景観のなかに、幹線道路等の沿道というところでも、大規模建築物と同様の変更となっています。

各地区の景観特性に合わせて、16ページ以降、中心市街地地区であるとか、7地区について、それぞれの景観特性、景観形成の方針を記載しており、写真の入れ替わりや一部内容の見直しを行っています。

コメントの修正につきましては、朱書きで変更や修正をしています。 次に30ページをお願いします。

30ページでは、(9) 重点地区候補における良好な景観の形成に関する方針を、各地区の景観特性に合わせて記載しています。

現行の景観計画の重点地区候補を引き継ぎ、改正案においては33ページ以降、5地区を新たに追加しています。

33ページでは、波瀬周辺地区、深野棚田地区、次ページに柳瀬新田・大溝新田地区、大石町谷地区、飯南町向粥見 相津地区、こちらの5地区を新たに重点地区候補として追加しています。

次に40ページをお願いします。

40ページでは、3. 行為の制限に関する事項として、(1) 景観形成基準の一般地区における景観に関する配慮事項を記載しており、その内容は引き継いでいますので黒字になっています。

次に42ページをお願いします。その他の項目といたしまして、その他工作物等に関して、携帯電話基地局や再生可能エネルギー発電設備など、景観計画の運用当初の平成20年当時は届出行為も無いような状況でしたが、現在ではそれらの行為に関して届出がございますので、それぞれガイドラインを設けて運用しています。

今回の改定では、その他工作物等に関する、景観の配慮基準を追加しています。

次に43ページをお願いします。

43ページでは、地区独自の基準として、丘陵地区、山地地区における配慮基準の課題に対応するため、勾配屋根の基準を見直しています。

次に47ページをお願いします。

47ページでは、第2章、景観形成上重要な地区における景観誘導ということで、重点地区、重点地区候補の景観誘導の方針などを記載しています。48ページからは、重点地区候補の11地区の景観誘導を記載してございまして、54ページからは、重点地区4地区の景観誘導となっています。

48ページからの重点地区候補の地区では、景観保全や景観まちづくりに関する普及啓発を行い、地域の景観を保全、活用するまちづくりの施策について、今後、検討、協議を進めていきたいと考えています。

次に51ページをお願いします。

51ページからは、重点地区候補に新たに追加する5地区の景観特性、重点地区として検討する区域を記載しています。

51ページでは、波瀬周辺地区には、和歌山街道沿いに面影を残す波 瀬宿の歴史的なまちなみが広がっています。

深野棚田地区には、飯南町深野には、日本棚田100選にも選ばれた棚田景観が広がっています。

次ページ、柳瀬新田・大溝新田地区には、飯南町粥見地区に茶園景観が広がっていまして、深蒸し煎茶の産地として緑美しい茶園景観が広がっています。

大石町谷地区には、飯南町深野、同様、歴史を重ねた石積みの棚田景 観が広がっています。

飯南町向粥見の相津地区には、飯南地域の山村集落に歴史を重ねた景観を特徴づける家並みが広がっています。

次に59ページをお願いします。

59ページでは、景観を構成する重要な要素の保全・整備として、地域の歴史、文化的視点から建物の外観が景観上の特徴を有するものや地域の景観シンボルとして親しまれている建物や樹木を景観重要建造物や景観重要樹木として指定することや、主要道路の沿道景観の保全ということ、公共施設を景観重要公共施設に路線指定する、というような制度や方針を記載しています。

次に61ページをお願いします。

61ページでは、歴史的建造物の保全に関する制度で、重点地区における地域の景観を特徴づける景観的に価値がある建物をどのように保全していくかが重要な課題になっています。

ここでは、建造物の保全制度の位置付けや制度の仕組みなどを記載 し、将来的には、価値のある建造物を景観重要建造物の指定ということ につなげていきたいと考えています。 次に65ページをお願いします。

65ページからは、景観重要公共施設の整備に関する事項となっていまして、指定する路線は24箇所になります。

67ページには、景観重要公共施設の整備に関する方針や考え方、また、占用許可の基準などを記載しています。

それぞれの方針や基準に配慮しながら、景観重要道路などの景観誘導 を進めてまいります。

70ページから71ページには、景観重要公共施設を位置付ける対象路線の一覧を記載してございまして、72ページの位置図には、その対象路線を表示してございます。

表示している箇所を景観重要公共施設に位置付けています。松阪市を 代表する環状道路と重点地区、重点地区候補の道路、河川を対象として います。

73ページ以降は、各指定する路線の方針等を記載しています。 次に91ページをお願いします。

91ページには、景観の啓発事業の推進としまして、景観絵画コンクールの取組みでは、平成23年度より開催し今年度12回目を迎えました。

今年は、876点の作品応募をいただき、年々応募作品が増えるなか、景観絵画を通じた普及啓発に手応えを感じています。

今後も、景観絵画を通じた普及啓発や景観交流会、重点地区、重点地 区候補の地域住民の方々との意見交換を行うなかで、景観計画の浸透、 推進を図っていきたいと考えています。

94ページをお願いします。94ページには、啓発事業等の取組実績をまとめてございまして、巻末の96ページ以降には、松阪市景観条例などを巻末資料として添付しています。

現行の景観計画は50ページほどになりますが、今回の改定案では、 景観形成の取組みや景観保全の内容、施策展開を進めていくため、景観 計画を見直していまして、全111ページとしてまとめています。

以上で、資料1の説明とさせていただきます。

次に、資料2をご覧ください。資料2では、松阪市景観計画 改定の概要ということで、改定案は掲載内容も多く、ページ数も111ページとなるため改定内容の概要が分かる資料として、資料2をまとめてございます。説明につきましては、資料1の概要となり内容が重なっていますので割愛させていただきます。

次は、スライド資料に戻っていただきたいのですが、スライド資料の

12枚目、意見縦覧の実施について、景観法第9条第8項の規定に基づき、住民の意見を反映させるための措置として、意見縦覧を実施しています。

縦覧期間は、令和5年1月13日から1月30日までの期間、都市計画課の事務所窓口や市ホームページにて、改定案を縦覧させていただきました。

意見縦覧にあたり、意見書の提出を受付けまして、縦覧期間中に意見書の提出はございませんでした。

次にスライド13、今後の法的手続きをお願いします。

景観計画の改定手続きについて御説明しますと、第1回目の景観審議会を1月19日に開催しておりまして、本改定案の説明を行うとともに、審議会として審議をしております。

都市計画審議会では、本日意見聴取ということで開催させていただい ています。

次に、第2回目の松阪市景観審議会の開催を予定しており、意見縦覧の実施や本都市計画審議会での意見を報告し、継続して改定案について、審議を行う予定となってございます。

以上で、議案第 1 号松阪市景観計画の改定についての説明とさせていただきます。

会長

説明ありがとうございます。

大部の計画書を短時間で説明していただいたので、疑問に思っておられるところなど、いろいろあるかと思います。

それでは、ご質問あるいはご意見がありましたらお願いいたします。

委員

はい。よろしくお願いします。

まず、資料1の29ページの「良好な景観の形成に関する方針」のところ、「自然景観」の「山地・丘陵地」のところです。

これはあえて申し上げるわけですが、森林景観の保全を図るということにおいて、山の稜線等への大規模な風力発電施設の建設をどう捉えていくかということ。

あと、「里山地区」の部分で、景観を阻害するメガソーラーをどうするかということについて、市としての見解をこの部分に示すようなことは、はばかられるのかどうかという点をお聞かせいただきたい。

議論はあまりするつもりはありませんが、指摘、意見として質問させていただきます。

続いて、30ページです。

「松坂城跡周辺地区」の4行目に『松阪神社等境内地の社叢の維持』と

ありますが、あえて松阪神社、という固有名詞で触れられていますが、 この『維持保全を図り』というのは、誰が図るのかという疑問がありま す。

松阪神社にそれを期することができるかどうか。その辺りをどのように考えていくのか。もしくは、このような固有名詞での記載はせず、「四五百(よいほ)の森」といった表現に変更するのか、という点をお聞きしたい。

続きまして、Bの「通り本町周辺地区」ですが、後のページに『通り本町・魚町一丁目』という重点地区の説明があり、そこに載っている地図には「通り本町周辺地区」と書いてありながら、魚町一丁目のところも含まれている。

その辺りの区別がわかりにくいのではないかと思います。

あと、B の文中の5行目のところに、『商都松阪の中心地として栄えた本市』とありますが、文章表現がおかしいと思います。

例えば「中心地」という表現を削除して、「商都松阪として栄えた本 市」とすれば分かりやすくなるのではないかと意見します。

次は31ページです。

Cの3行目に『商人町』とありますが、「職人町」は古くから地名として存在していますが「商人町」という一般名称的な表現というものを今まで見たことがありません。これは計画に記載する表現として適切なのかどうかお聞きしたい。

現実に存在する町名や行政区分である他の重点地区(候補)の名称と、カテゴリを分類するような表現である「商人町」を並べて記載することに疑問があります。

また、順番が前後しますが C の2行目の後段に、「城下町築城の際に配置」とありますが、城下町を「築城」するのはおかしいのではないかと思います。

それから33ページです。

H の深野棚田地区の4行目、「見張りに詰めている侍たち」の部分です。

「侍」という言葉は、平安時代の「さぶらう」という言葉に由来すると言われているが、いわゆる「侍」というものは江戸時代になってからというイメージがある。

室町時代についての表現として、果たして「侍」という言葉が適切なのかと疑問に思います。

例えば「見張り兵」とか、そういった表現が実情に即しているのでは

ないかと思います。

あと、51ページにも同様の表現があります。

続きまして35ページですが、「通り本町・魚町一丁目周辺地区」とあります。

先に申し上げた通り、別のページで「通り本町周辺地区」があるので 紛らわしいと思いますが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

続きまして36ページ。D の中万地区の、「歴史的まちなみの保全」の部分で、中万地区が「農村集落」とありますが、あそこが農村集落なのかと疑問に思います。

中世から経済の中心地として栄えてきた地域で、農村集落というと、 例えば畑や田に囲まれて家があるという形態のイメージがある。中万地 区の場合は農村集落という形態ではないのではないか、区分の仕方が適 切なのかと疑問に思います。

例えばBの市場庄地区は、そこも田に囲まれていますが、文章中に「農村集落」という表現はない。市場庄地区と中万地区では歴史は違いますが、まちの成り立ち方としては共通点があり、中万地区だけ「農村集落」という表現をするのは不適切ではないかと思います。

会長

事務局が記録**を**できないかと思いますので、ここで、一旦切らせていただきます。

表現についてのご意見が多数ありましたが、その前に29ページのところです。

「自然景観」の部分で、山地地区に再生可能エネルギーの施設等ができるときにどのような対応をするのか、という方針に関する質問がありましたので、それについて事務局から考え方を報告いただき、その後は、表現についての質問に対してご回答をお願いします。

最初に29ページからお願いします。

事務局 (司会・説 明)

29ページの自然景観の中への、風力発電、あるいはメガソーラーの 建設に対する考え方というところですが、まず景観法の理念として、良 好な景観は、地域の自然、歴史文化等と、人々の生活、経済活動との調 和により形成されるものであり、適正な制限のもとに、これらが調和し た土地利用がなされることを通じて整備及び保全が図られなくてはいけ ないとしており、景観に対する規制誘導というのは、その理念から逸脱 しないものでなければならないと考えております。

例えば、風力発電計画のような大規模な事業につきましては、環境アセスメントの手続きの一つである配慮書の中で、地形地物、動植物などの生態系、そして景観、さらには、災害に対する安全性などを評価しま

	す。その後、工事の実施が決まれば、景観計画に基づいた届出をいただ
	き、配慮事項の遵守などを求めていくということになります。
会長	今の説明でよろしいですか。
委員	今日は特に議論はするつもりはありませんので、考え方をお聞きすれ
	ばそれで抑えておきます。
会長	では、後は表現の問題だと思いますので、事務局の方から順を追って
	説明をお願いします。
	今すぐに修正する、しないという回答は求めませんが、指摘、意見に
	対して、どういう対応を考えているかということについて、ご回答いた
	だけますか。
事務局	はい。まず30ページの「松坂城跡周辺地区」の文章の4行目の「松
(司会・説	阪神社等の境内地の社叢の維持保全」と書かれている部分について、固
明)	有名詞が出てくるので、住民の方の負担にならないかという意見をいた
	だいております。
	これにつきましては限定的な表現にならないような形にできるか、次
	回の景観審議会でご報告させていただこうと思います。
	30ページの B 通り本町周辺地区の5行目、「商都松阪の中心地として
	栄えた本市」という部分で、ご指摘がございました。通り本町周辺地区
	は市の中心ではありますが、中心地ではおかしいのではないかというこ
	とで、「中心地」という言葉は外した方が分かりやすいのではないかとお
	っしゃっていただきました。
	そちらについても、審議会等で議論をさせていただきます。
	次に31ページの商人町・職人町地区のところで、『松坂城下町築城』
	という言葉がおかしいのではないかというご指摘をいただきました。
	こちらにつきましても再度、どういった表現が正しいのかということ
	を検討させていただきます。
	また、商人町・職人町地区の「商人町」という言葉は余り出てこない
	というご意見についてですが、こちらの地域につきましては地区の総称
	と考えておりまして、商人や職人が集った地域、という町のエリアとい
	うことでお考えいただければと思っております。
会長	固有名詞の中にカテゴリを表現するような普通名詞があると並びが悪
	いというようなご意見もありました。
	そういった意見があったということの記録をお願いします。
	修正するかしないかを今ここで決めるのではなく、都市計画審議会
	は、景観審議会で諮ってもらうための意見を出すところだと思っており
	ます。

	委員のご意見としては、要するに固有名詞が並んでいるところに普通
	名詞が入っていることの違和感をご指摘されていて、今の事務局のご回
	 答だと、それについての回答がなかったので再確認しました。
事務局	わかりました。
(司会・説	
明)	
会長	次をお願いします。
事務局	次に33ページの「深野棚田地区」のところで、4行目のところの
(司会・説	「見張りに詰めていた侍たちの食料確保」という表現のところで、「侍」
明)	を「見張り兵」に変更するというご提案をいただきました。
	36ページで、中万地区の歴史的まちなみの保全のところで、「豊かな
	農村集落として継承します」という表現がされているところですが、Bの
	市場庄地区との違いというところもありますが、このA~Dについては重
	点地区指定を、それぞれさせていただいており、その重点地区の方針に
	基づいて冊子をまとめております。これらにつきましてはすでに景観計
	画に含まれており、この内容で以前から説明をさせていただいているた
	め、この表現のままとしたいと考えております。
会長	一応、ご意見があったところについては事務局が今考えていることを
	回答していただきました。
	ご意見があったことは、記録をして景観審議会の方に報告したいと思
	います。
	再確認はよろしいですか?
委員	一つは通り本町・魚町一丁目についての回答がなかったと思いまし
	た。それと、30ページの松阪神社についてですが、その神社に負担
	をかけるとかそういうこと言ったつもりはありません。ただ、私とし
	ては「四五百(よいほ)の森としてあの社叢は維持・保全されるべき
	だと思っています。
	そのことは共通の認識ですが、だからといって負担を神社に求めると
	かそういうニュアンスの言い方をしたつもりはなくて、維持しますと書
	いてあるけれど、それでは誰が維持するのかということが明示されない
	ところがどうなのかという意見です。
	負担とかそういう言葉は使っていないので、その部分だけ誤解のない
	ようにお願いしたいと思います。
会長	今の件の回答を、まずお願いします。

事務局 (司会・説 明)

はい、松阪神社の境内は「四五百(よいほ)の森」という名前で市民の方々にも認識されている地域になりますので、そういった表現にしてはどうかというご提案をいただいた、との理解でよろしいでしょうか。

あと、通り本町・魚町一丁目周辺地区については、35ページの重点 地区の方は、「通り本町・魚町一丁目周辺地区」という名前で、当時の重 点地区候補から、エリアを絞った形で重点地区になった経緯がございま す。

景観計画の中では通り本町周辺地区という名前で、1番最初に候補に 挙がっていたと思います。

今回重点地区の候補として残っている地域につきましては、すでに重 点地区指定にされたエリアに含まれていない、紺屋町であるとか矢下小 路の辺りを重点地区候補として残しているということでご理解いただけ ればと思います。

委員

48ページを見てもらうと、やはり今ご説明を聞いても分からなかった部分があります。分かりにくいのですが48ページのBのところで通り本町周辺地区という言葉が出てきます。

そして、48 ページの下の図を見ると、ここに魚町一丁目は入っており、魚町一丁目も点線の中に含まれている。それなのに、名称が「通り本町周辺地区」になってしまっている。魚町一丁目も通り本町周辺ということになってしまうので、非常に分かりづらいと思いまして、その辺をどう整理していくかということを考えていただきたいなと思います。

続きまして49ページの商人町・職人町地区の2段落目の、表現上のことですけれども、「大規模な地域開発がなされていないため」とありますけども、この写真にあるように、七つの商店街は大規模な開発がされています。

なので、少し違和感を覚えます。城下町に含まれているところから、 かなり大きな開発がなされています。

意見だけ言って自分の代案はないのかと思われるといけないので、例 示だけをさせていただきます。

「旧松阪城下町は、2度にわたる大火にもかかわらず、築城の際に配置された」というような表現であれば、馴染むのではないかと思います。

続いて、51ページ、です。

飯高の波瀬地区ですが、この「徳川頼宜が参勤交代の帰りに和歌山街道を通り」という部分について、文章をもう少しシンプルに出来ないかと思います。

「帰り」にとか「行く」とか「帰る」とかが、同じ文の中に三つ重なっている。

吉野から高見峠を越えて、伊勢の国に入ったときの第1の宿場町としてのベクトルと、一方では「参勤交代の帰りに」という表現になってしまっている。

また、ここで徳川頼宜という名前がいきなり出てきても、非常に分かりづらい。

例えば、「紀州藩第何代藩主」とか「紀州徳川家」とか記載しておいて はどうか。

この辺りをシンプルにしないとせっかくの、すばらしい歴史と場所であるのに、読む人が混乱するのではないかと思います。

それと、H深野棚田地区の説明文の「侍」という表現。これは先ほどの 意見と重なりますから省略します。

続きまして、53ページで、景観トピックスの「豪商ポケットパーク」についてです。

これはいわゆるコラムに相当するものですが、分かりにくいので、も う少し読んで息抜きができる文章にしてほしいと思います。

1622年から始まりますが、ではこの1622年は何の年号なのかというと、1番最後の「誕生します」にかかる年号です。

これは日本永代蔵に書かれた年号なのか、三井家が発祥した年号なのか、いろいろと、読んでいてストレス感じますのでその辺りを整理してほしいと思います。

例えば、冒頭に、もう、「大商人お手本なるべし」で一旦文章を切って、その後「井原西鶴何々に書かれているように」とするなど文章を切ってほしいと思います。

コラムなので、コラムとして読んで楽しい文章にしてほしいし、分かりやすい文章にしてほしいと思います。

それから、これで最後です。56ページ、C松坂城跡周辺地区について、赤字の新規に変わる部分、下から4行目に、「武士達」と書いてあります。「達」という言葉は、全員という意味です。「等」であれば武士でない人も含めます。武士ら、武士等って書いたら武士ではない人も含めるけれども「武士達が住んでいた」ということは、その家族も住んでいますが、家族って武士ではないと思います。

なので、ここは「士族」が住んでいたとか、そういった表現をしては どうか。

やはりこれは、冒頭で副市長も大事な計画だと言われました。ページ

	がたくさんあってチェックするのも大変だと思いますが、松阪のまちを
	構成している大事な歴史的事実というものを、適当な言葉でごまかさな
	いでほしいと思います。
	その辺りを厳密に、ある程度学術的にとか、整合性を保った表現をし
	ていただきたいと思います。
	それと最後に1点。
	パブリックコメントはもう終わったということですけど、パブリック
	コメントというのは、意見募集が終了してから発表するものなのかどう
	かという点です。
	ホームページにアップしていると言われるかもしれないが、そんなも
	の誰が気がつくのか。
	よろしくお願いいたします。
会長	はい。では事務局、意見については記録してもらいますが、今の委員
	からの指摘について、コメントがありましたらお願いします。
事務局	はい、48ページの通り本町周辺地区の名称や地図についてのご指摘
(司会・説明	と、49ページの、商人町・職人町地区の「大規模な地域開発がなされ
	ていないため」という部分の文書表現のご指摘、あと、51ページの波
	瀬周辺地区の文章の表現について、もっとシンプルにしてはどうかとい
	うご指摘、51ページ深野棚田地区の「侍」の表現のご指摘、あと53
	ページの景観トピックスが分かりにくい、楽しい表現、読む人の理解が
	進むように文章を切って分かりやすい表現にしてほしい、といったとこ
	ろのご指摘をいただいております。
	あと、56ページの松坂城跡周辺地区の「武士達が住んでいた場所」
	という文章について、武士だけではなくそれ以外の家族なども住んでい
	たということで、「達」という言葉が適当ではないのではないかというご
	指摘をいただきました。
	代替のご提案もいただきましたので、再度、事務局でも内容を検討
	し、次の景観審議会等でもいろいろと議論をさせていただく中で、見直
	しができるところにつきましては見直しをさせていただきます。
会長	ありがとうございます。
	パブコメに関するご意見に対してのコメントはありますか。
事務局	はい。巻末のほうにパブリックコメントについてのページが少しあり
(司会・説	ますが、パブリックコメントというか意見縦覧ということで、意見を募
明)	集させていただいたところです。
	意見があれば、こちらのほうに主な意見ということで掲載させていた
	だくという趣旨で、巻末資料として掲載ページを設けておりました。

	意見縦覧の周知方法につきましては、市の広報と、あとは、市のホー
	ムページのほうで周知をさせていただきました。
	以上であります。
	補足で、48ページの「通り本町」と、例えば54ページには「通り
	本町と魚町一丁目」と、候補としてここに書いてあるときは、「通り本
	町」という表現、重点地区になっているところについては通り本町と魚
	町、これは既に2つの町が重点地区になっていますので、候補のとき
	 は、魚町は既に重点地区になっていますので、候補地で言うときは、本
	 町のほうが、候補地になっているという意味で、そのように言い方を分
	 けていると、こういうことでございます。
 会長	地理的には(通り本町周辺地区と通り本町と魚町一丁目)どちらが広い
	 んですか。
 事務局	
(司会 • 説	
明)	
会長	委員、そういうことのようですが、今、決まっている重点地区は、「通
	 り本町と魚町一丁目」という固有名詞で決まっているんですけど、候補
	 のときには、両方、その周辺も含めた48ページの緑の枠が、候補とし
	 ての「通り本町周辺地区」ということなんですよね。
	 重点地区として、最終的に決まったのがこの赤枠の範囲でこれが、通
	 り本町・魚町一丁目という地区、したがってこの景観計画には、通り本
	 町周辺地区のほうが、地理的には広い範囲を指しているという説明だっ
	 たんですね。
	 というふうに読む人はなかなか理解が難しいのかもしれません。
	 多分、委員のご意見は、市民がこれを読んだときに、混乱がないよう
	 にということでいかがですか。
 委員	私ばかり申し訳ないんですけど、「通り本町・魚町1丁目」というの
	で、一貫してほしいなって思いました。
	 分かりにくいし、市民じゃなくても市役所の職員でも分かりにくいと
	思います。
	│ │ 私、毎日、自転車でこのあたりを通ってる者としても、何で?と。
	 それで、魚町1丁目っていうのは、歴史的に、例えば、電線地中化を
	 もう30年近く前にした町だし、長谷川邸はあるし、牛銀の建物はある
	 し、すごく町の景観づくりに松阪で一番最初から取り組んできたような
	地域なんですよね。
	そこが周辺って形でもうひっくるめられてしまうってのは、どうなの

	っていうふうに思います。守ってきた本居宣長の旧宅跡もありますよ
	ね。
	ー生懸命その地域の方々は、自分たちの町の保全に取り組んでこられ たんですよ
	たんですよ。 その地区をやっぱり、消えてしまったらそれはやっぱり許せんのと違
	いますか住んでる人が。という気がします。
 会長	では9かほがでる人が。という気がしより。 委員の意見を、十分書いて、景観審議会のほうに、具申していただき
本文	安貞の息兄を、十万音いて、京観番議会のはうに、呉中していたださったいと思いますが、よろしいですか。
 事務局	わかりました。
(司会・説	13/3 3 6 6 7 6 8
明)	
会長	私は地理的な範囲で、説明したらどうかと思ったんですけど、今、委
	員は市民としてあるいはこの地区の人たちの今までの景観づくりの思い
	を、踏まえて、市民に共感を得るような表現にしてほしいということな
	ので、そういうことを踏まえて、景観審議会の方に意見具申をしてくだ
	さい。
事務局	はい、承知しました。
(司会・説	それと、重点地区指定につきましては、地域の住民の方々と、十分こ
明)	の景観形成基準であるとか、まちなみの基準につきまして、基準のもと
	に、議論を何回も重ね、この名称も含めて、この重点地区になっている
	ということをお知りおきいただきたいと思います。
会長	はい。ありがとうございます。
	他の委員の方、いかがでしょうか。
委員	すいません細かいことですけど、今、委員が言われたあたり、1点あ
	りまして、ポケットパークのとこ。
	53ページ、云々とあって、もちろん良いことですけど、写真、中と
	右は、説明あっても、左のライオン像が全然説明がない。
	やはりこう、三井家がずっと流れで三越になって、その流れでライオ
	ン像が来ていますよとか何とか、そういう、せっかく写真を掲載してい
	るのに、その写真の説明が全然なかったら掲載しないほうがよかったか
	なと思います。
	それともう1点だけ。
	それですいません75ページ、お願いします。
	24の阪内川、いろいろ書いてあるんですけど、下から3行目ぐらい
	で、「地区住民の散策道として親しまれているとともに、毎年地域住民に
	よる松阪七夕祭りが開催され、多くの市民に親しまれています」って言

うんですけど、我々の感じは、「地域住民の散策道として親しまれている」、ここと「毎年の七夕祭り」では全然違うことで、もちろん景観地区に入っとるとこは、七夕祭りで使ってもらってますけど、地域住民が散策道として親しんでいるのは、それの上のですね、76ページの地図でですね、緑の線が、阪内川が青になってまして、それで真ん中にあるのが本町だと思うんです。

その左が魚町橋で、ここから御厨橋までが一応、景観ということでここを使われるのは年に1回で、ほとんどがそれから上が、散策道として使っています。

しかも我々住民としましては、それの左岸ですね魚町橋の向こう側は、我々の町内が、年に2、3回全部草を刈って、遊歩道が出来るようにしていますけど、こちら側は全然手つかずでもう木が茂ってます。

なので景観地区として、松阪へ見えた方は魚町橋行って、下流は見ても上流の景観は見るなというようなことになってしまいますので、できればこの上もですね、もうちょっと、もうこれは県の管轄の阪内川ですので、そうなっているなんて思いましたけど、我々対岸のほうは、我々の町内が全部きれいに、こっからずっと近鉄道路までは散策できるようにして、散策してもらっていますので、できれば、そういった景観っていうのでしたら、阪内川は牛銀さんとか散策して、ちょっと魚町橋行って、下流はよくって、上流は全然もうなっともならんような、草ぼうぼうの木ぼうぼうの道やなということで景観的には、ちぐはぐやと思うんでこの辺何とか、できるもんならしてほしいなということがあります。

会長

今のご意見は、1点は、53ページの、ライオンの写真があるけど説明がないということと、2点目は阪内川、76ページの、青く塗ってあるところ、だけじゃなくって、その上流側等でいろんな、住民は取組みしてるので、要するに重点地区の中だけの話じゃない。

その辺をうまく整理してほしいというご意見のようですけど。

今いただいたご意見は、景観審議会に報告するとしまして、事務局と して何かコメントありますか。

事務局(司会・説

明)

טינו

はい、ライオンのくだりにつきましては、検討させていただきたいと思います。

景観重要公共施設の川の阪内川ですけども、今、やはり、阪内川ともなると、かなり延長も長い川でございまして、それを基本的な管理しているのは三重県ということになってくるんですけども、今回初めて路線指定、あるいはその川の指定をしていくに当たりまして、やはり、選んでいくのは、松阪市の重点地区に隣接する地域と、いうようなことで、

	今回、この短い距離ですけども、あそこを一応指定させてもらって、県
	のほうとも協議をしながら、この場所にしていこうというようなこと
	で、今回決めさせていただきましたので、今後の展開の中では、またい
	ろんな発展もあろうかと思いますけども、今回は、この箇所でやってい
	きたいというふうに考えています。
会長	75ページの阪内川の解説のところに、重点地区の説明だけじゃなく
	て、その周辺でも住民がいろんな取組みをしてるということを触れてい
	ただけないか、というご意見がありましたので、それはまた景観審議会
	の方でご検討ください。
	他いかがでしょうか。
	はいどうぞ。
 委員	すいません。2点、確認の意味でお聞きしたいと思います。
	 今回、14年ぶりに景観計画を改定する理由として、社会情勢の変化
	 による課題への対応というふうにお話しされてたのが理由の一つかなと
	 思いますけども、そこら辺が何なのか、ちょっと見ててなかなか掴みづ
	 らいので、例えば42ページや45ページにある再生可能エネルギーあ
	 たりのことをおっしゃられて社会へ対応しているような変更をかけてい
	 る計画になっているのかどうかということ。
	 あともう1点が、前回の計画策定時、県が平成19年で市が平成20
	 年に策定しています。
	 今回も県、今、県の景観計画改定に向けて動いているようなんですけ
	 ども、そこら辺、今回の市が改定するこの景観計画っていうのはちゃん
	 と県との整合性というか、連動性があるのかどうか、この2点を確認さ
	せていただければと思います。
会長	はい、ありがとうございます。
	事務局、いかがでしょうか。
事務局	改定に当たりまして、社会情勢の変化とか、いろんなそんな話がござ
(司会・説	います。
明)	一つは、委員もおっしゃられましたように、再生可能エネルギーの関
	連の部分、そこを、今までは、ガイドラインで示していたものを、本冊
	のほうに、その他工作物ということの中にそういったものを含めていっ
	たということでございます。
	それと、例えば重点地区の候補を増やしていったこと。
	これは、20年の初めに策定したときに、6地区あったうちの4地区
	が、既に重点地区になっていたということの中で、新たな候補地を入れ
	て、これからの中で松阪市の重点地区、新たにつくっていく動きをして

いきたいということでございます。 それと、あとは歴史的建造物のくだり、後半に新規のほうのページ に、いろいろ書いてございます。 そういうところで、例えば、歴史的建造物の登録認定制度とか、これ は、まちなみが14年たってくる中、重点地区になったのは10年ぐら い経ってきた中で、やっぱり建て替えとか、いろいろ変容してくるよう なことが、課題として残ってきています。 そういったものをやはりこの地域の人と、話合いをしながら意見交換 をしながら、今ある歴史的建造物、古いものをどのように今後していく かというようなアンケート調査であるとか、聞き取りとか、そういった ものをしながら、登録認定制度というものをつくっていく中で、将来に そういったものを残していきやすいように、あるいは行政も、補助金と いうような部分で、バックアップをしていく。 こういうような体制をつくっていきたいということでございます。 あとは、今回の改定の中でポイントとしては先ほどもありました景観 重要公共施設というところで、今までも書いてあることは書いてあった のですが、路線指定とか、河の名前の指定ということはまだしていませ んでしたので、これは、県とこの路線について協定を結びまして、これ から、そういった部分については、地域に配慮した、施設っていうもの を求めていく、協議していくと、こういうようなことが、これで県と相 互の理解が出来たというふうに考えているところでございます。 景観計画に関しては以上のような部分です。 会長 県の景観計画との関係はいかがですか。 事務局 県の景観計画との整合性というのも、三重県景観計画が策定されてい (司会・説 ますので、太陽光の改定であるとかいうのは、三重県の内容を踏まえた 明) 上で、松阪市の方も対応してるところでございます。 委員 はい、わかりました。ありがとうございます。 会長 はい。 資料の2、2ページに今回計画を改定しないといけないいくつかの問 題点が列挙されています。 今、事務局の方からこれの概略のご説明があったんですけど、委員か らのご質問は、この資料の2の中の社会的情勢の変化というのは、これ で言うと携帯基地局だとか、再生可能エネルギーのことですねという、 確認の質問があったのですが、そういう理解でよろしいですか。 委員 はい、ありがとうございます。

会長	よろしいですか。
	ほかの委員の方、はいどうぞ。
委員	このたび初めてこの委員に入ったので、もしかしたら的を得ていない
	質問かもしれませんがお許しください。
	私、実はこの重点地区候補になっている職人町に住んでいるのです
	が、そんなふうなことになっているとは全然知らなくて、このたび改定
	するので皆さんどうですかっていうそのパブリックコメントをとるって
	いう、とっていることすら知らないっていう本当に残念なことだったな
	と思うのですが、もし、これがこの先、きちんとこの形を整えられて、
	住んでいる人たちが主役だと思います。
	そこの人たちが、次の世代にこの町残そうってしっかり思っていただ
	けるような、そういったことを周知するような機会っていうのはどんな
	ふうにしていくかなとか、そんなのは計画がもうあるのでしょうか。
会長	はい、ありがとうございます。
	事務局いかがですか。
事務局	はい。
(司会・説	候補地においては、現在、具体的にいつに入っていくとか、話合いを
明)	するっていうようなところはまだない状態です。
	今、重点地区を中心に、意見交換に入っていまして、いろんな意見を
	吸い上げるような形でやっております。
	それをちょっとエリアの候補地の部分についても、例えば、まちづく
	りをしているそういう団体の方ですとか、そういった方にも加わってい
	ただくような形で重点地区とはどういうものかっていうことを、ディス
	カッションしていくような、機会を設けていけたらと考えております。
会長	よろしいですか。
委員	はい、分かりました。
	住んでいる人たちの気持ちが十分にその方向に向かっていけるよう
	に、丁寧に説明の機会を、より一層たくさんとっていただけるような形
	が望ましいなと思います。
	よろしくお願いしたいと思います。
会長	はい、他いかがでしょうか。
	大体、意見出尽くしたかなという気はしますけども。
	方針について質問が2つくらいあったんですかね。
	それ以外では、特に景観計画で保存に関係するようなところが多いの
	で正確な表現に努めて欲しいという趣旨で表現のご意見をたくさんいた
	だきました。

	事務局から対応すべき、あるいは事務局としての考え方をご説明いた
	だいたのですが、我々都市計画審議会としましては今いただいた意見を
	整理して景観審議会の方に具申して、そちらで具体的なご検討をいただ
	くという形になると思います。
	録音もされていますので、どういう意見があったのかというのは事務
	局の方で整理していただいて、会長の私が再度目を通して、景観審議会
	に具申するという形でお任せいただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
会長	ありがとうございます。
	それでは議案については以上でございますので後は事務局の方で進め
	てください。
事務局	【事務局より報告事項として、令和5年度の松阪市都市計画審議会の予
(司会・説	定について説明する。】
明)	
	本日は、長時間にわたりましてご審議をいただきました。
	これにて、松阪市都市計画審議会を終了させていただきます。
	本日はどうもありがとうございました。